家屋の滅失や名義変更には届け出が必要です

家屋に係る固定資産税は、毎年１月１日時点で家屋台帳に登録されている方に課税されます。家屋を滅失した場合や、相続・売買などで名義が変更された場合は、年内に手続きが必要です。登記された家屋の場合は法務局への申請を、未登記家屋の場合は町への届け出をお願いします。



不動産登記のある家屋

法務局に申請が必要です。必要な書類などは法務局までお問い合わせください。

お問合せ●千葉地方法務局匝瑳支局（匝瑳市八日市場ハ 678-3）　☎ 0479-72-0334

不動産登記のない家屋

役場税務課に届け出が必要です。

【提出書類】

「家屋滅失申立書」または「家屋名義人変更届」（相続の場合は遺産分割協議書があればその写し、売買の場合は売買契約書の写しを添付してください）。

※申立・届け出の様式は税務課窓口または町ホームページにあります。

申立・届け出の様式はこちらから

提出・お問合せ●税務課資産税係　☎ 76-5402

佐原税務署からのお知らせ

所得税などの申告は、e-Tax をご利用ください

❶国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、スマホやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用して**オンライン**で提出ができます。

❷**マイナポータル連携**を利用すると、給与情報や医療費、ふるさと納税などのデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ**自動入力**することができます。マイナポータル連携を利用するには**事前準備**が必要です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

「e-Tax」に関して詳しくはこちら

「マイナポータル連携」に関して詳しくはこちら

e-Tax を利用するメリット

○税務署に行かずに**自宅から**申告できます。

○ **24 時間**いつでも利用可能です。※メンテナンス時間を除きます。

○受信通知から**いつでも**申告内容を**確認可能**です。

○寄附金受領証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば**提出・提示が不要**です。

※法定申告期限等から５年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります。

○自宅から e-Tax で提出された還付申告は、**早期に還付**となります。

お問合せ●佐原税務署総務課　☎0478-54-1331

就業マッチング支援実施中！

「多古町で働きたいけど、どんな企業があるのか分からない」、「直接企業の方に仕事内容や会社の雰囲気を聞いてみたい」という皆さんにぴったりのサポート【多古町就業マッチング支援】を実施しています。



「就職希望者」と「多古町・多古町周辺企業」がマッチングする多古町就業マッチング支援では、希望する日時に、興味のある企業とオンライン（Zoom）で面談ができます。参加企業は、15 社以上です。

申し込みは随時受け付けています。ぜひお申し込みください。

詳細・申込みはこちら

お問合せ●産業経済課経済振興係　☎ 76-5404

「国消国産」運動 PR



10 月 13 日（火）、JA かとりから多古米の新米と多古町産をはじめとした地域農産物が贈呈され、10 月末まで役場１階ロビーで PR パネルと併せて展示されました。今回の贈呈は、JA グループが推進する「国消国産」の取り組みの一環です。

「国消国産」は、国内で消費する食べ物を、できる限り国内で生産し提供することで、地域農業の持続的な発展を推進する取り組みです。

町農産物の魅力や、地元の農産物を地域で消費することの大切さを町民の皆さんに知っていただくことで、農業を応援する機運を高めていきたいと考えています。

学校給食に有機農産物を入れる意味とリアル

～一般消費者向けオーガニックセミナー～

この講座では、オーガニック・有機農業の基本から、土や自然、生きもの、人、地域とのつながりまで、初めての方にも分かりやすくお話しします。

「食べること」から、地域の農業を考えてみませんか。

日時● 12 月 12 日（土）午後１時～３時　**会場**●多古町役場　３階大会議室

申込・お問合せ●産業経済課農業振興係　☎ 76-5404

詳しくはこちら

「空き家・空き地バンク」をご利用ください

使っていない家や土地の登録を受け付けています！（登録無料）

空き家・空き地バンクとは

町内の空き家・空き地を「売りたい」「貸したい」所有者の方からご登録いただいた物件情報を、町ホームページや全国の空き家バンクサイトで公開し、町内での暮らしを希望する方へ紹介する制度です。物件の購入・賃借を希望する方は、利用登録の上ご利用いただけます。

活用事例



▲納屋を作業場として活用



▲残置物を撤去し居間として活用

町内の空き家を活用している方の事例です。住宅は住まいとして、敷地内の納屋は作業場として活用されています。

登録できる物件

■町内にある個人所有の建物・土地（宅地・雑種地に限る）
■現に居住していない、または近く居住しなくなる予定のもの
■今後、居住や活用が可能なもの
■権利関係に争いがないもの

登録のメリット

■登録は無料です
■全国の移住希望者や空き家を探している方に物件情報が届きます
■契約は宅地建物取引業者が仲介するので安心です（希望者のみ）
■空き家の傷みや管理の負担を減らせます

登録の流れ

1 町へ相談 → 2 申込書提出 → 3 現地確認 → 4 登録・掲載

空き家・空き地活用推進補助金（上限 15 万円）

空き家・空き地バンクを通じた物件の活用に要する費用の一部を補助します。対象者・対象経費などの詳細は、町ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

詳しくはこちら

お問合せ●企画政策課地方創生推進係　☎76-5417